

総括

I 総括

1 沿革

- 昭和 19 年 10 月 国民体力法による設立許可。旧五井町に五井保健所として発足。市原郡 5 町 16 村を管轄。
- 昭和 21 年 09 月 現在地に診療室を設けた庁舎を新築。
- 昭和 25 年 クリニック専用棟と細菌室・犬抑留所を増設。
- 昭和 35 年 結核対策優良保健所として結核予防会総裁賞を受賞。
- 昭和 38 年 市原郡北部 5 町（市原町、五井町、市津町、姉崎町、三和町）の合併により市原市が誕生。
- 昭和 40 年 03 月 新庁舎を建設するとともに、同年 4 月からは保健指導課を新設。
- 昭和 42 年 10 月 市原郡の南総町、加茂村が合併され全郡 1 市となる。
- 昭和 49 年 04 月 環境衛生課を新設し、総務課、保健指導課、予防課、食品衛生課の 5 課制となる。
- 昭和 57 年 03 月 庁舎事務室を増築。
- 昭和 60 年 05 月 （財）日本公衆衛生協会より第 18 回衛生教育奨励賞受賞。
- 平成 09 年 04 月 地域保健法の施行により、総務課、企画調整班、地域指導班、疾病対策班、検査班、食品衛生班、環境衛生班の 1 課 6 班体制になる。
- 平成 12 年 04 月 組織改正により、総務課、地域指導課、疾病対策課、検査課、生活衛生課、企画調整班の 5 課 1 班体制になる。
- 平成 16 年 04 月 組織改正により、保健所に旧千葉支庁社会福祉課の業務が一部移管され、千葉県市原健康福祉センター（市原保健所）と改称し、総務企画課、地域保健福祉課、健康生活支援課の 3 課体制となる。なお、従来からの保健所行政については、保健所の名称を使用する必要から、機関名称が併用になる。
- 平成 17 年 04 月 組織改正により、検査業務が健康生活支援課から総務企画課の所管となる。
- 平成 20 年 04 月 組織改正により検査業務は君津健康福祉センターが所管することとなる。
- 平成 27 年 09 月 庁舎耐震改良工事を行うため、仮庁舎に移転し、業務を開始。
- 平成 29 年 03 月 庁舎耐震改良工事を完了し、元の庁舎に移転し、業務を開始。

表1 歴代所長

代	氏名	在任期間	代	氏名	在任期間
初代	高田美正	昭和19.9.30～19.12.22	21代	山口淳一	平成10.4.1～10.6.30
2代	戸谷弥	昭和19.12.23～21.2.28	22代	服部治男	平成10.7.1～10.8.31
3代	村田四郎	昭和21.3.1～21.7.14	23代	中嶋徹	平成10.9.1～13.3.31
4代	田中正一郎	昭和21.7.15～22.6.20	24代	佐久間文明	平成13.4.1～15.3.31
5代	川本勉	昭和22.6.21～29.4.22	25代	井上孝夫	平成15.4.1～15.7.15
6代	山田義男	昭和29.4.23～33.4.30	26代	渡邊義郎	平成15.7.16～16.3.31
7代	和田元震	昭和33.5.1～35.3.31	27代	児玉賀洋子	平成16.4.1～18.3.31
8代	沖山鏝三郎	昭和35.4.1～43.3.31	28代	伊藤清臣	平成18.4.1～18.10.31
9代	鷺谷健次	昭和43.4.1～47.3.31	29代	藤木哲郎	平成18.11.1～19.7.23
10代	楠本浩	昭和47.4.1～50.5.16	30代	一戸貞人	平成19.7.24～22.3.31
11代	佐藤美恵	昭和50.5.17～52.3.31	31代	児玉賀洋子	平成22.4.1～26.3.31
12代	内田早苗	昭和52.4.1～54.4.19	32代	杉戸一寿	平成26.4.1～28.3.31
13代	鷺谷健次	昭和54.4.20～55.3.31	33代	佐久間文明	平成28.4.1～28.8.31
14代	村上泰邦	昭和55.4.1～60.4.10	34代	藤川真理子	平成28.9.1～31.3.31
15代	服部隆男	昭和60.4.11～62.3.31	35代	影山育子	平成31.4.1～令和4.3.31
16代	松本秀夫	昭和62.4.1～平成2.3.9	36代	杉戸一寿	令和4.4.1～4.5.15
17代	今野邦雄	平成2.3.10～5.3.31	37代	佐久間文明	令和4.5.16～6.8.31
18代	碧井猛	平成5.4.1～7.3.31	38代	久保秀一	令和6.9.1～7.3.31
19代	服部治男	平成7.4.1～7.8.31			
20代	山崎彰美	平成7.9.1～10.3.31			

2 概要

管内は市原市1市で県のほぼ中央に位置しており、南北に細長く東西約23キロメートル、南北約35キロメートル、面積368平方キロメートルで、県内の市町村では最も大きく、県総面積の約7パーセントを占めている。

南東部はおおむね丘陵地帯に属し、北西部一帯は平坦な田園地帯で海岸に続いている。また、管内の中央部を養老川が貫流している。

海岸埋立地は全国有数の臨海工業地帯を形成しており、電力・造船等の基幹産業をはじめ、石油・化学・非鉄金属・重電機等の産業が進出している。

市の南部は農林業及び畜産業を主とする地域であり、養老溪谷や高滝ダム等アウトドアレジャーのスポットとしても人気を集めている。

また管内にはゴルフ場が33施設あり、市面積の10%を占めている。

3 管内の状況

(1) 管内の人口及び世帯数等の概況

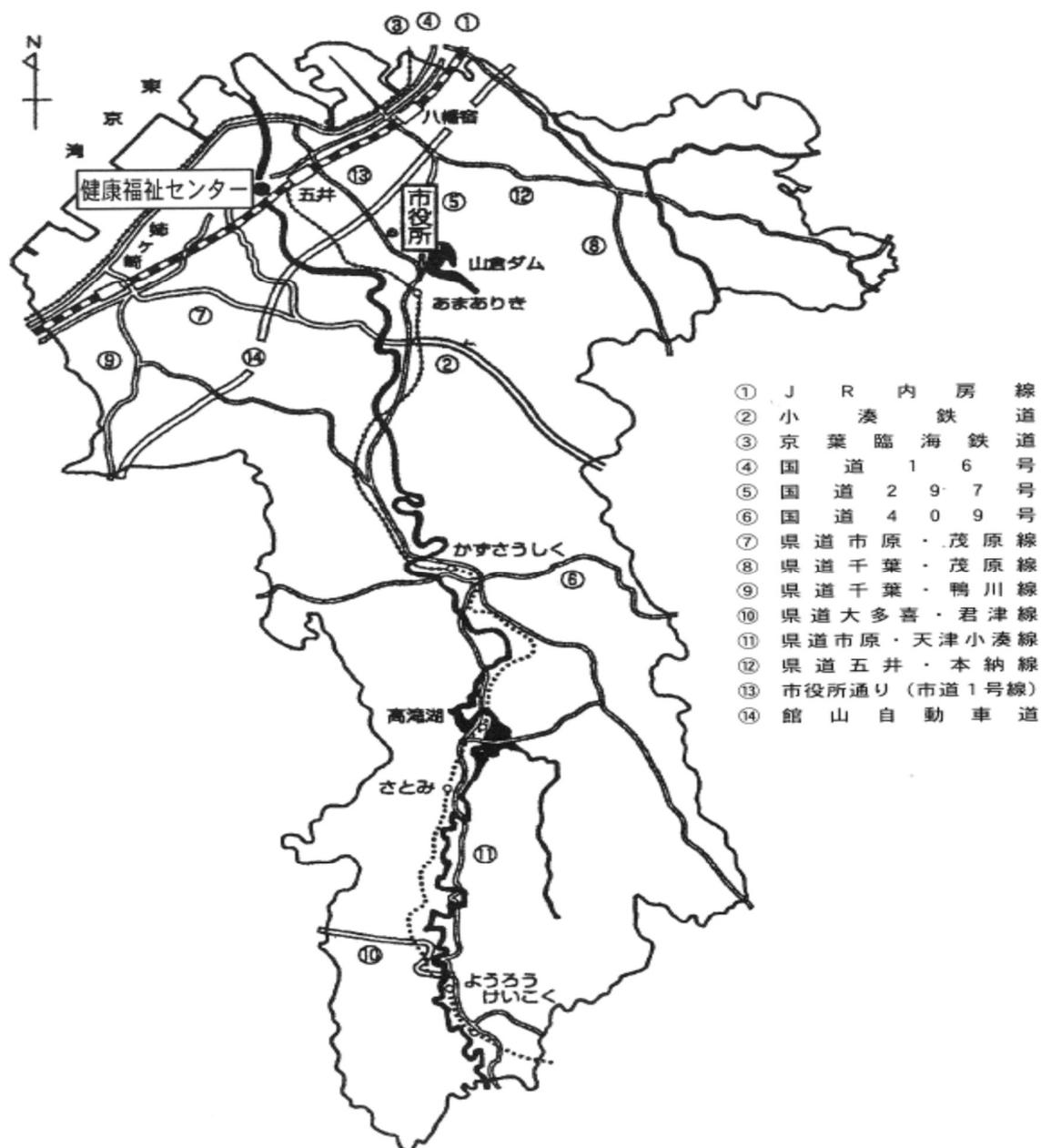
表3-(1) 管内人口及び世帯数等の概況

区分	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/k㎡)	面積 (k㎡)
管内	121,593	262,670	713.5	368.16
県総数	2,911,312	6,275,423	1,217.0	5,156.48

出典：(人口) 令和6年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積) 国土地理院 令和6年全国都道府県市区町村別面積調 (10月1日時点)

図3-(1) 管内図



(2) 管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は表3-(2)-アのとおりで令和6年4月1日現在の年齢3区分によると0歳~14歳の年少人口の割合は10.5%、15歳~64歳までの生産年齢人口は58.7%、65歳以上の老年人口は30.8パーセントで、老年人口は年々増加し、年少人口及び生産年齢人口は減少している。

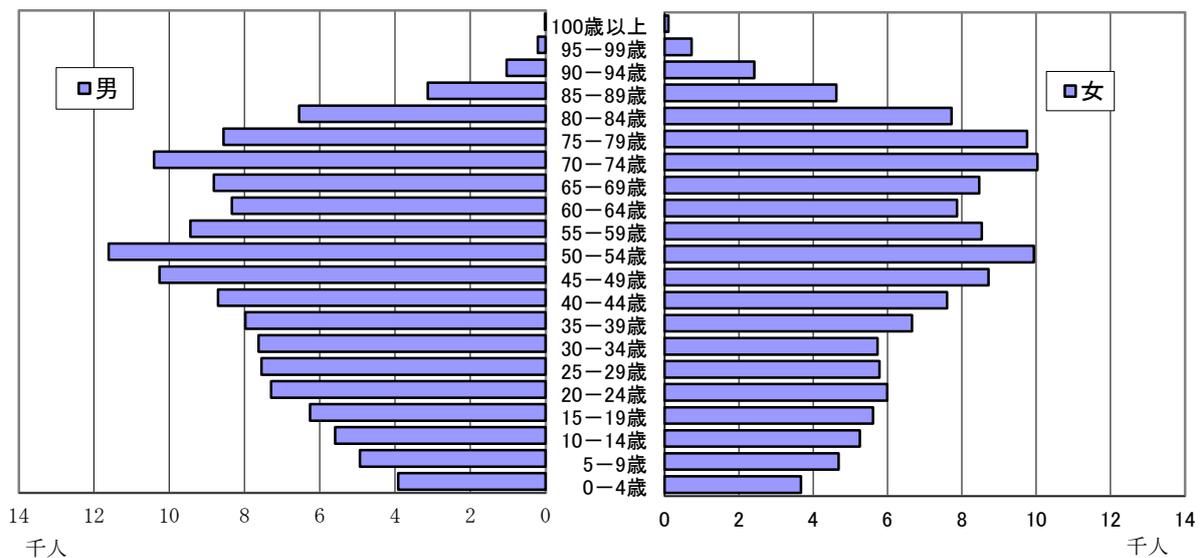
表3-(2)-ア 年齢構成の推移

(単位：人)

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳~14歳	%	15歳~64歳	%	65歳~	%		%
管内	H20	285,072	38,365	(13.5)	193,623	(67.9)	53,084	(18.6)	—	—
	H25	281,642	35,360	(12.6)	181,344	(64.4)	64,938	(23.1)	—	—
	H30	277,039	32,793	(11.8)	166,906	(60.2)	77,340	(27.9)	—	—
	R4	271,159	29,795	(11.0)	159,411	(58.8)	81,953	(30.2)	—	—
	R5	269,643	29,017	(10.8)	158,469	(58.8)	82,157	(30.5)	—	—
	R6	268,068	28,050	(10.5)	157,450	(58.7)	82,568	(30.8)	—	—
県総数	H20	6,199,089	833,409	(13.4)	4,184,741	(67.5)	1,180,939	(19.1)	—	—
	H25	6,240,461	811,257	(13.0)	4,003,630	(64.2)	1,425,574	(22.8)	—	—
	H30	6,297,271	773,764	(12.3)	3,859,943	(61.3)	1,663,564	(26.4)	—	—
	R4	6,305,476	736,282	(11.7)	3,834,066	(60.8)	1,735,128	(27.5)	—	—
	R5	6,307,481	724,299	(11.5)	3,845,562	(61.0)	1,737,620	(27.5)	—	—
	R6	6,308,398	709,203	(11.2)	3,857,172	(61.1)	1,742,023	(27.6)	—	—

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

図3-(2) 管内年齢5歳階級別人口構成図（令和6年4月1日現在）



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和6年4月1日現在）

表3-(2)-イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口

(単位：人)

年齢区分	総数	年少人口			生産年齢人口						
		0 ～	5 ～	10 ～	15 ～	20 ～	25 ～	30 ～	35 ～	40 ～	45 ～
管内 総数	268,068	7,586	9,621	10,843	11,862	13,281	13,330	13,352	14,633	16,300	18,975
男	138,190	3,916	4,936	5,589	6,255	7,290	7,546	7,622	7,977	8,704	10,257
女	129,878	3,670	4,685	5,254	5,607	5,991	5,784	5,730	6,656	7,596	8,718
千葉県 総数	6,308,398	203,449	244,226	261,528	277,718	331,724	347,587	340,324	368,778	404,261	466,375
男	3,139,640	104,075	125,263	134,562	142,775	170,621	180,319	177,645	192,055	209,736	242,190
女	3,168,758	99,374	118,963	126,966	134,943	161,103	167,268	162,679	176,723	194,525	224,185

年齢区分	生産年齢人口			老年人口							
	50 ～	55 ～	60 ～	65 ～	70 ～	75 ～	80 ～	85 ～	90 ～	95 ～	100 ～
管内 総数	21,539	17,973	16,205	17,283	20,433	18,313	14,264	7,759	3,454	939	123
男	11,606	9,440	8,337	8,814	10,402	8,556	6,547	3,132	1,040	207	17
女	9,933	8,533	7,868	8,469	10,031	9,757	7,717	4,627	2,414	732	106
千葉県 総数	522,784	435,675	361,946	343,439	410,906	389,776	309,295	181,309	81,282	22,727	3,289
男	270,806	225,474	184,732	170,015	195,508	177,590	134,633	71,469	25,086	4,700	386
女	251,978	210,201	177,214	173,424	215,398	212,186	174,662	109,840	56,196	18,027	2,903

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和6年4月1日現在）

4 健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日

(令和6年4月1日現在)

区 分	曜 日	時 間	備 考
精神保健福祉相談	第2木曜日 第4水曜日	14:00～16:00	予約制
配偶者暴力(DV)相談	電話 月～金曜日 面接 木曜日	9:00～17:00 9:00～17:00	専用電話 0436(21)3511 面接 予約制
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る相談	月～金曜日	9:00～17:00	専用電話 0436(24)2387
H I V等 相談・検査	日中検査	毎月第1・3火曜日	無料・匿名 予約制
	夜間検査	偶数月第1・3火曜日	
肝炎ウイルス 検査 (B型・C型)	日中検査	毎月第1・3火曜日	無料・匿名 予約制
	夜間検査	偶数月第1・3火曜日	
腸内細菌検査	(月2回)水曜日	9:00～10:30	有料
結核管理・接触者健康診断			個別通知
飼い犬・ねこ引き取り	事前に御連絡いただき、やむを得ない事情と判断されれば日時指定します。		有料

5 各種委員会

(1) 市原健康福祉センター運営協議会

地域保健法第 11 条及び千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項の規定により設置している。

地域保健法第 11 条：

第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表 5 - (1) 運営協議会委員名簿 (令和 6 年 4 月 1 日現在)

(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
市原市長	小出 譲治
千葉県議会議員	伊豆倉 雄太
千葉県議会議員	鈴木 友成
千葉県議会議員	鈴木 和宏
千葉県議会議員	菊岡 多鶴子
市原市教育長	林 充
市原市消防局長	佐藤 伸一
市原市医師会長	中村 文隆
市原市歯科医師会長	小泉 一明
市原市薬剤師会理事長	小西 弘晃
独立行政法人労働者健康安全機構千葉労災病院長	岡本 美孝
千葉県看護協会市原地区副地区部会長	渡辺 優子
市原市社会福祉協議会長	船山 慶子
市原市民生委員児童委員協議会長	時田 光夫
千葉県獣医師会市原支部会長	永富 貴哉
市原市栄養士会長	沼津 加奈子
市原市食生活改善協議会長	東條 慶子
市原市食品衛生協会会長	水野 義之

(2) 市原保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の規定により設置している。

法律第24条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

法律第18条第1項による通知、第20条第1項及び第26条の規定による一類感染症及び二類感染症の患者に対する10日以内の入院勧告、第20条第4項及び第26条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表5 - (2) 感染症診査協議会委員名簿 (令和6年4月1日現在)

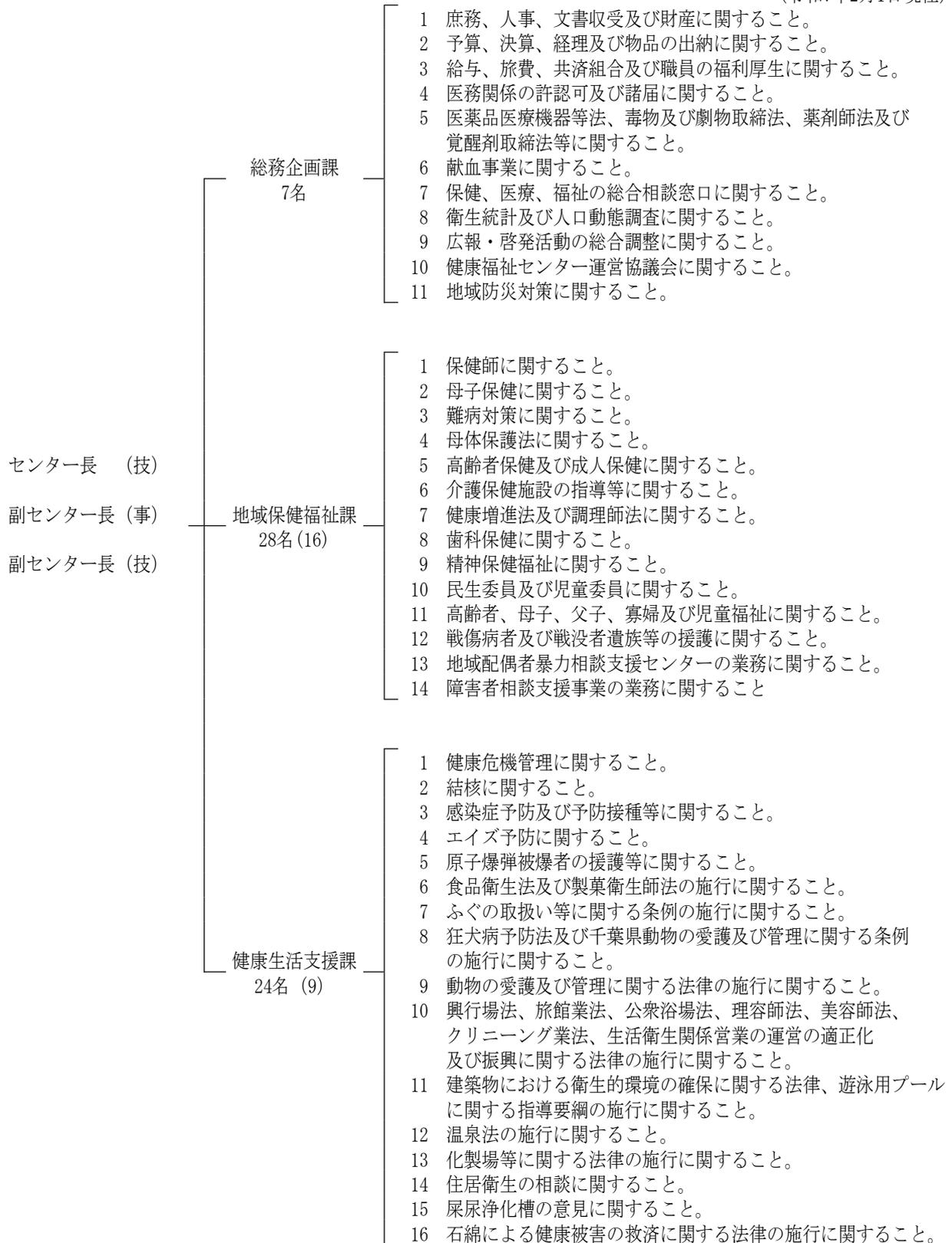
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
千葉大学真菌医学研究センター 准教授	渡邊 哲
医療法人 鎗田病院 呼吸器科医師	横須賀 恭子
千葉司法書士会 司法書士	露崎 とも子
千葉人権擁護委員協議会 市原支部 副支部長	高久 美登里

6 機構及び事務内容

図6 機構並びに事務内容

(令和7年2月1日現在)



※():兼務職員数を再掲

7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(令和7年2月1日現在)

	所長 (センター長)	次長 (副センター長)	総務 企画 課	地域 保健 福祉 課 【課長】	健康 生活 支援 課 【課長】	計
合計	1	2	7	【1】28(16)	【1】24(9)	62(25)
医師	1	-	-	-	-	1
事務	-	1	4	3	-	8
薬剤師	-	-	1	-	7(3)	8(3)
獣医師	-	-	-	-	【1】4(1)	4(1)
保健師	-	-	1	4	5	10
診療放射線技師	-	-	-	-	1	1
臨床検査技師	-	-	-	-	5(5)	5(5)
管理栄養士	-	-	-	【1】3	-	3
精神保健福祉士	-	-	-	16(14)	-	16(14)
その他の技術職員	-	1	1	2(2)	2	6(2)
食品衛生監視員 (再掲)	1	1	-	-	【1】10(3)	12(3)
環境衛生監視員 (再掲)	1	1	-	-	【1】7	9

(注)

- ・総務企画課長は、副センター長（事）が事務取扱となっている。
- ・技術職員の内訳は主たる職種。また、兼務職員の内訳は（ ）に、課長の職種は、【 】内に再掲
- ・再任用職員・臨時的任用職員・育休任期付職員を含む。
- ・休職等の職員を除く。